

国民年金保険料は 社会保険料控除の対象になります

支払った全額が所得控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険など）を納付したとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納付したときに受けられる所得控除のことをいいます。

申告できる金額は、年間に納付した社会保険料の金額（給与から天引きされた金額も該当します）です。

なお、年末調整の申告では、給与から天引きされた社会保険料（健康保険、厚生年金保険など）は、事業所で一括して計算しますので、ご自身が申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、ご自身が納付した社会保険料（国民年金、国民健康保険等）を申告書に記載してください。

年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間（1月1日から12月31日まで）に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

平成17年3月に所得税法等の改正が行われたことにより、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、納めたことを証明する書類（控除証明書や領収証書）の添付等が義務付けられました。

なお、年末調整・確定申告の所得税の申告を行わなくても市区町村民税の申告を行う場合には、市区町村民税の申告の際に、この控除証明書が必要となる場合があります。

社会保険料控除証明書を 毎年11月初旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、日本年金機構

から毎年11月初旬に送付されます。大切に保管しておいてください。

証明内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することが出来ます。万一、控除証明書を失くしてしまった方は再発行することが出来ます。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に今年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、平成23年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

扶養家族分も納付した方は

また、国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料

を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

過去に滞納などがある方も 控除を受けられます

社会保険料控除の対象は、今年中に支払った保険料のため、今から年末までに支払う保険料も控除の対象になります。また、過去に滞納や免除期間がある方も、年末までに保険料を支払えば、所得控除を受けることが可能です。

お問い合わせは、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されているお問い合わせ先まで。

控除証明書が届かないときは

平成23年中に国民年金保険料を納付しているのに控除証明書が届かない方は、日本年金機構にご確認ください。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

保健の掲示板

1 医師講話会のご案内

今年度の『特定健康診査』の結果はいかがでしたか？

『特定健康診査』は、「生活習慣病」や「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の発見を目的としています。市では、その後の生活習慣を見直すための『特定保健指導（生活習慣改善指導）』を実施しており、その一環として医師の講話を開催します。

ぜひ、この機会に参加し、生活習慣改善への取り組みの第一歩にしてみませんか。参加くださる方は、お手数をおかけしますが、保健課（☎55-1112）まで、お申し込みくださるようお願いします。

『特定健康診査結果の活用術 ～あなたは、メタボ大丈夫？～』

●講師／あすみのクリニック
院長 斉藤宏之 先生

【角館】

●月日／10月12日（水）
●場所／健康管理センター

【田沢湖】

●月日／10月26日（水）
●場所／田沢湖健康増進センター

【西木】

●月日／11月9日（水）
●場所／西木保健センター
*時間はいずれも14:00～15:30

●持参する物／健康診査結果書・鉛筆・健康手帳・必要な方はめがね

*講話前に、血圧測定と特定健康診査の見方を説明しますので、午後1時から1時20分までおいてください。

●問合せ／仙北市保健課 ☎55-1112

検査が終わった
今が大切ですよ！



2 認知症の方を支える家族の会

認知症の方を自宅で介護されている家族の方々は、様々な悩みを抱え、その思いは深く複雑ではないでしょうか。

一人で抱え込んではいない介護の悩みも、同じような経験をしている人どうしで、話すとなんか楽になったり介護のヒントがつかめたりします。

包括支援センターでは、毎月1回、家族の方々とのお話の会を開催しています。多くの方の参加をお待ちしています。

- 日時／10月12日（水）
10:00～11:30
- 場所／西木総合開発センター 2階
農林研修室
- 内容／①認知症についての相談 ②悩みを出し合いみんなで考えましょう
- 対象／認知症の方を介護している家族
- 問合せ／仙北市包括支援センター
☎43-2283

3 いのちの総合相談会

自殺予防「秋田こころのネットワーク」メンバーと、弁護士、司法書士、産業カウンセラー等があなたの心の悩みを解決します。

- 相談内容／心の悩み、多重債務、中小企業経営者の相談、被災者の相談、家庭・職場の問題、精神疾患など
- *面談相談になります。面談時間は1～2時間程度です。秘密は厳守します。
- 時間／10:00～17:00
- 日程・場所／
 - ・10月18日（火）、19日（水）
田沢湖 潟分校
 - ・10月20日（木）～22日（土）
角館 勤労青少年ホーム
- 申込・問合せ／蜘蛛の糸事務局
☎018-853-9759
- *予約が必要です。

4 10月献血の日程

- 日程／23日（日）
- 時間・場所／10:40～16:00
ワンダーモール
- 問合せ／仙北市保健課 ☎55-1112

5 高齢者のインフルエンザ 予防接種のお知らせ

～新型インフルエンザは
季節性インフルエンザになりました～

- 対象者／下記のうち、接種を希望する方
 - ①65歳以上の方
 - ②60歳以上65歳未満の心・肺・腎臓機能など（障害1級程度）不全の方
- 接種期日／平成24年2月29日まで
- 接種期間／インフルエンザは個別接種となります。かかりつけ医等に相談の上、接種してください。予約が必要な場合もありますので、ご確認ください。
- 接種料金／それぞれの医療機関で、若干違いがあります。
仙北市在住の方は、1,000円の助成があります。（生活保護世帯の方は全額助成されます）
- 持物／保険証・診察券（ある方）医療機関に予約の際、ご確認ください。
- 問合せ／仙北市保健課 ☎55-1112

6 10月は 「骨髄バンク推進月間」です

～あなたの善意が命を救う～
骨髄移植は、白血病や重症再生不良性貧血等の患者さんへの有効な治療法です。骨髄バンクへの登録をお願いします。

大仙保健所の「骨髄バンク登録窓口」 のお知らせ

- 日時／毎月 第3水曜日
9:00～11:00
- 場所／大仙保健所
- ドナー登録できる方／
 - ①年齢が18歳以上54歳以下で健康な方
 - ②体重が男性45kg以上、女性40kg以上の方
 - ③骨髄提供の内容を十分に理解している方
- *骨髄を提供できる年齢は20歳以上55歳以下です。
- *2mlの採血で登録終了です。
- 申込／登録希望の方は、事前に予約が必要です。
- 問合せ／大仙保健所 健康・予防班
☎0187-63-3404